

こども家庭庁
令和6年1月10日
14時30分現在

令和6年1月1日 石川県能登地方を震源とする地震に関する被害状況等について
(第20報)

児童福祉施設等関係

(1) 児童福祉施設等の被害状況

石川県内において2施設に停電、32施設に断水あり。16施設が建物の被害あり。

(1/8) → 2施設で停電復旧済み。(1/9) 3施設で断水復旧済み。(1/9)

新潟県内において9施設が建物の被害あり。(1/9)

富山県内において1施設に停電、11施設に断水あり。7施設が建物の被害あり。

(1/10) → 1施設で断水復旧済み。(1/4)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	42	38	-	-	2	0	32	29
ななおし 七尾市	3	3	-	-	-	-	3	3
あなみずまち 穴水町	1	1	-	-	1	0	1	1
ほうだつ みずちょう 宝達志水町	9	8	-	-	-	-	2	1
かほく市	10	10	-	-	-	-	10	10
かがしま 加賀市	2	2	-	-	-	-	-	-

	かほくぐんうちなだまち 河北郡内灘町	3	3	-	-	-	-	3	3
	かほくぐんつばたまち 河北郡津幡町	4	2	-	-	-	-	4	2
	はくさんし 白山市	1	0	-	-	1	0	-	-
	かしまぐんなかのとまち 鹿島郡中能登町	9	9	-	-	-	-	9	9
新潟県		9	9	-	-	-	-	-	-
	にいがたし 新潟市	7	7	-	-	-	-	-	-
	ながおかし 長岡市	1	1	-	-	-	-	-	-
	おぢやし 小千谷市	1	1	-	-	-	-	-	-
富山県		16	15	-	-	1	1	11	10
	ひみし 氷見市	7	7	-	-	-	-	7	7
	たかおかし 高岡市	2	1	-	-	-	-	2	1
	いみずし 射水市	2	2	-	-	1	1	-	-
	なかにいかわぐんかみいちまち 中新川郡上市町	1	1	-	-	-	-	-	-
	とやまし 富山市	4	4	-	-	-	-	2	2
	合計	67	62	-	-	3	1	43	39

(2) 利用者関係

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1/1)

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること（1／1）
- ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと（1／1）

・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等（1／2）

○各都道府県等及び関係団体に対して、開所できない放課後児童クラブがある場合に、他の放課後児童クラブ等で臨時に受け入れるなどの支援や被災した児童や子育て家庭等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て家庭等に対する相談などの支援を行うよう要請。（1／5）

（3）事業者関係

○児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて

　人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。（1／1）

○各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（1／1）

○被災者に対する子育て短期支援事業の取り扱いについて

　子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行うことについて各都道府県に周知。（1／2）

（4）その他

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置（1／1）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等（1／1）
- ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置（1／2）

○公費負担医療（療育の給付、養育医療）について、医療受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に周知。（1／1）

○各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請（1／1）

※避難所における健康管理全般の対応は、厚労省においても事務連絡を発出済

○各都道府県等及び関係団体に対して、被災地域内の児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援の被害状況の把握に努めるよう要請。(1/5)

障害児施設関係

(1) 障害児施設の被害状況

石川県内において1施設に停電、11施設に断水あり。5施設が建物の被害あり。

(1/9)

新潟県内において1施設が建物の被害あり。(1/10)

富山県内において1施設に断水あり。(1/6)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	13	13	-	-	1	1	11	11
	ななおし 七尾市	3	3	-	-	-	3	3
	あなみずまち 穴水町	1	1	-	-	1	1	1
	かほくぐんつばたまち 河北郡津幡町	1	1	-	-	-	1	1
	はくいし 羽咋市	1	1	-	-	-	1	1
	かほく市	2	2	-	-	-	2	2
	こまつし 小松市	1	1	-	-	-	1	1
	かしまぐんなか のとまち 鹿島郡中能登町	4	4	-	-	-	2	2
新潟県		1	1	-	-	-	-	-

新発田市	1	1	-	-	-	-	-	-
富山県	1	1	-	-	-	-	1	1
氷見市	1	1	-	-	-	-	1	1
合計	15	15	-	-	1	1	12	12

(2) 利用者関係

- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1/1)
- 被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の减免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請(1/1)
- 支給決定等の取扱いについて
被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知。(1/4)
- 被災されたストーマ保有者に対する支援について
ストーマ用品セーフティネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヵ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。(1/5 石川県、富山県、福井県、新潟県)

(3) 事業者関係

- 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1/1)
- 障害福祉サービス等報酬の請求の取扱いについて
障害福祉サービス等報酬の請求について、概算請求を可能とすることを、各都道府県に周知。(1/5)

(4) その他

- 障害児者の安否確認等について
市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(1/1)

その他

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和6年度能登半島地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知。（1/4）
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。（1/4）
- ・児童福祉施設や障害児施設等において、避難所等に避難している要援護者の福祉サービス等を提供するために、広域的調整体制を構築すること、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を都道府県等に対して通知。（1/4）
- ・また、要保護児童等への対応について、関係団体に対しても、上記都道府県等に対する通知を周知するとともに、被災した施設等の状況把握、被災した施設等への支援職員の派遣や必要な物資等の支援等を要請。（1/4）
- ・（独）福祉医療機構において、社会福祉施設等の災害復旧資金の融資及び既存融資の返済猶予に係る相談受付を開始。（1/4）
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等におけるノロウイルス感染症の予防について注意喚起を行うとともに、当該感染症の発生時には専門家による支援を受けることが可能な旨を周知。（1/9）